条 例

 \emptyset る条例 埼 玉県 軽 \mathcal{O} 費老 一部 人 を改正する条例をここに ホ ム、 特別 養護老人ホ 公布 する。 ム 等 \mathcal{O} 設 備 及 び 運営に 関 する基 準 を 定

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

を定める条例 埼玉県軽費老人 \mathcal{O} ホ _ 部 を改正する条例 Δ 特 別 養護老 人 ホ Δ \mathcal{O} 設 備 及 び 運営 関す る基

 \otimes る条例 埼 玉県軽費老 平成 二十四 人ホ 年 A 埼 玉県条例第六十 特別養護老人ホ 五 号) ム 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 一部 設 備 を次 及 び 運 \mathcal{O} よう 営 に に 関 改 す 正す る 基 準 を定

を 加 第 える。 七十六条中第七 号 を第八号と 第六号を第七 号とし、 第 五 号 \mathcal{O} 次に次 \mathcal{O}

六 緊急時等における対応方法

第 八十一条中 「介護老人保健施設」 \mathcal{O} 下 に 若 くは 介護医療院」 を 加 え

第九十一条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

お 状 九十一条の二 項第二号に かな の急変が け れ · 掲 げ ば 生じた場合 ならな る医 特別 養護 師 11 そ と \mathcal{O} \mathcal{O} 老 他必 人 連携方法その ホ 要な場合 Δ は、 他 \mathcal{O} 現 ため、 12 の緊急時等に 処遇を行 あら か 2 お じ て め、 け 1 る る対応方法を定めて ときに 省令第十二条第一 入 所 者 \mathcal{O}

え 百三条中 第 八 号を第 九号 と L 第七 号 を第八号とし、 第六 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を

七 緊急時等における対応方法

加

附則

」の条例は、平成三十年四月一日から施行する。